

二〇一七 平城宮跡資料館秋期特別展

地下の正倉院展 国宝 平城宮跡出土木簡 第Ⅱ期展示木簡

第Ⅰ期 一〇月一四日(土) — 一〇月二十九日(日)

第Ⅱ期 一〇月三二日(火) — 十一月二日(日)

第Ⅲ期 十一月四日(火) — 十一月二十六日(日)

◎木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の釈文を改めている場合があります。

下ツ道西側溝SD1900出土木簡

1 近江国から藤原京への通行証

(表) 関々司前解近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿□勝足石許田作人
〔伎カ〕

(裏) 同伊刀古麻呂 大宅女右二人 左京小治町大初上笠阿曾弥安戸人右二
 送行 乎我都 鹿毛牡馬 歳七 里長尾治都留伎

(二六・一七次、SD1900出土。『平城宮木簡二』一九二六号。

以下、宮二—一九二六のように略す)

長さ六五六㎜・幅三六㎜・厚さ一〇㎜ 〇一型式

過所(パスポート)として用いられた木簡。「関々の司の前に解す」は、「各関所のお役人に申し上げます」の意で、解という上申文書の書式を用いているのは、この木簡の書き手が里長だったからである。「某前」という表現は、七世紀の文書木簡によく見られる書き方で、「某前白」(某の前に白す)と続くことが多いため、一般に前白木簡と呼ばれる。この木簡では、「某前」という古い書式を踏襲する一方、「白」の替わりに「解」を用いており、七〇一年の大宝令の施行によって定められた新しい書式を意識した、新旧融合した書き方と言ってよいだろう。既に地方の里長レベルまで、新しい大宝令の書式が行き渡っているのである。

さて、このパスポートを持って旅をしたのは、裏面に書かれた伊刀古麻呂と大宅女の二人。彼らは左京小治町の大初(位)上笠阿曾弥(朝臣)安を戸主とする戸の人だった。この木簡が出土したのは、宮造営によって埋められた平城宮跡内に位置する下ツ道西側溝SD1900であるから、左京小治町は、平城京の一つ前の都、藤原京の地名と考えられる。藤原京には、他にも固有名称で呼ばれる地名が知られる一方、平城京にはそうした事例が皆無であることから、この点は裏付けられる。したがって、この木簡は、大宝律令が施行された七〇一年から、平城京に遷都した七一〇年までの時期のものであることが明らかになる。

彼らの旅の目的は、表面の記載が明らかにする。「近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿□〔伎カ〕勝足石許田作人」は、伊刀古麻呂と大宅女についての説明で、近江国蒲生郡阿伎里（今の滋賀県近江八幡市および竜王町付近）の大初位上阿伎勝足石のもとで田の耕作にあたったことがわかる。この木簡の書き手の里長尾治都留伎は、近江国蒲生郡阿伎里の里長とみられるから、彼らの旅の行程は、近江国での耕作を終えて藤原京に戻るものだったとみるのが自然であろう。裏面冒頭の「同」をウジ名と姓「阿伎勝」の繰り返しを避けるための表記とみれば、「田作人」の意味に解するのにも不可能ではないが）、伊刀古麻呂と大宅女は、現在藤原京に居住しているけれども、元々は近江国蒲生郡阿伎里出身だったと考えられる。藤原京の住人が、地方に生活基盤を残していることを物語る事例といえよう。あるいは、本貫地はまだ近江国に残したままだったのかも知れない。

彼らには同行者がいた。彼らを都まで送り届ける「乎我都」という名の人が一緒に、また七歳になる鹿毛の牡馬を連れていた（鹿毛は馬の毛色の一つで、茶褐色の毛色をいう。なお、「送行乎我都」を「我が都に送り行る」と読む説もある）。

過所については養老公式令に書式の規定があるが（過所式条）、大宝令における規定の全貌はわからない。ただ、便宜竹や木を用いることが認められていて『令集解』公式令天子神璽条古記）、この木簡はその実例の一つとみることができる（他に、伊場遺跡出土第一〇八号木簡など）。

こののちまもなく過所に国印を捺すことが義務づけられ、『続日本紀』靈龜元年（七一五）五月辛巳朔条、及び『令集解』公式令天子神璽条古記）、過所は実質的に紙を用いるように変わった。養老令の規定によると、過所には移動理由、通過する関所、目的地、旅行者の情報（百姓の場合は本貫地と姓名・年齢）、同行する奴・婢の名、携行品、馬牛の頭数と特徴、それに過所の発行年月日、発行者の許可などを記すことになっていた。また、百姓が過所を申請するときは、郡司、ついで国司の審査を経て発給することになっており、里長を発給主体とする¹はかなり簡略な手続

2 「大野里」からの米の荷札（レプリカ）

（一六・一七次、SD1900出土。宮二一九二八）

大野里五百木部己波米五斗

長さ二二二mm・幅三六mm・厚さ六mm ○三二型式

米五斗の荷札。大野里は『和名類聚抄』では各地に見えるが、藤原宮跡出土木簡から七世紀段階の「倭国所布評大野里」（奈良県教育委員会『藤原宮跡出土木簡概報』）の存在が知られるのが注目される。所布評は、後に添上・添下両郡に分かれた添（層富）^{あがた}の地域（今の奈良県奈良市および大和郡山市付近）とみられる。『和名類聚抄』には添上郡・添下郡いずれにも大野郷は見えないが、これは平城京造営に伴って消滅した集落と考えれば説明が付き。

過所木簡やこの大野里の荷札が出土した下ツ道西側溝SD1900からは、「五十戸家」あるいは「五十家」と書かれた墨書土器も出土している。「五十戸家」は五十戸一里制の実施と関係し、五十戸一里と表現して「里家」をあらわしている。したがってこの土器は里家、すなわち郡家に対して里長が行政実務を担当した場所で使用されていたものだろう。大野里の里家は、のちに平城宮となったこの地に所在したのだろうか。この木簡に見える米も、里家に収められた物品の可能性が考えられるだろう。

一緒に出土した木簡や遺物を総合的に考えていくと、個々の資料だけではわからない歴史の事実が浮かび上がってくる好例といえる。

4 「宮」などの文字が書かれた木簡の断片

(二六・一七次、SD1900出土。宮二―一九三―)



長さ(二七八)mm・幅(三三八)mm・厚さ四mm ○八一型式

冒頭に、楷書に近いしつかりとした文字で「宮」と記す木簡。ただし、よく見ると「呂」は真ん中の「ノ」がなく、「口」が上下に並んでいる。古代にはよくみられる字体である。その他の文字は読みにくく、全体の内容も判然としない。「宮」の下は一文か二文字かも確定しがたいが、仮に二文字とした場合、上の文字は「若」「老」など、下の文字は「十」「子」などの可能性が考えられる。

SD1900は平城宮に先行する南北道路・下ツ道の西側溝であり、出土木簡は基本的に和銅三年(七一〇)の平城遷都以前のものと考えられる。だが、都ができる前の木簡に「宮」と書かれることには、少々突飛な印象も受ける。もちろん「宮」字は地名や人名にも用いられるが、4はそのいずれでもなさそうであり(冒頭部分が「宮若子」または「宮老子」であれば人名の可能性も考えられるか。また、「若子」は敬称とも解釈しうるか。藤原宮木簡二『六一三号など』)、他に思い浮かぶのは「西宮」(貴人の宮殿、59解説など参照)や「宮内省」といった、都に関わるような用例が多い。4が奈良時代に属する可能性はないだろうか。

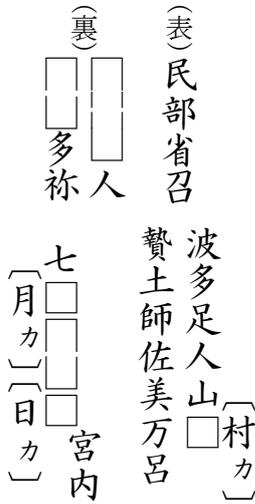
実は、4などが出土したのは平城宮内でも朱雀門と中央区朝堂院南門との間の地点であり、このみは平城宮造営後も旧

下ツ道を踏襲するバラス敷きの宮内道路が敷設されていた。そのため、SD1900も上層・下層の二つの溝が重複した状態で検出されているのである。しかし、木簡はいずれも下層溝(朱雀門基壇に断ち切られることから旧下ツ道の側溝であることが確実)からの出土であり、攪乱などで新しい遺物が紛れ込む可能性は皆無ではないものの、やはり平城宮造営より前のものと見なすのが穏当だろう。現に、1やⅢ期展示2など、内容面から平城遷都以前の時期に属するところがほぼ確実な資料もある。すると、4の「宮」は大野里の里家(2解説参照)に何らかの関わりがあるのだろうか。解釈の難しい木簡である。

16 内裏東大溝SD2700出土木簡

16 民部省の呼び出し状

(二二次、SD2700出土。宮二―二〇九四)



長さ二一一mm・幅二四mm・厚さ五mm ○一型式

民部省の召文(召喚文書)。年紀はないが、出土層位から天平勝宝ないし天平宝字年間(七四九―七六五)頃のものとして推定される。16と同じ地区で見つかった木簡の多くが宮内省関係であることから、裏面・日付下の「宮内」は宮内省で、文書の充所(宛

先)と考えられ、宮内省で廃棄された可能性が強い。ただし、召

文で宛先の役所名が記されるのは異例。

贄土師佐美万呂は、正倉院文書(『大日本古文書(編年)』二卷四〇一・四六五頁)や『続日本紀』にみえる。天平十七年(七四五)に大膳職少属従五位下に叙された。天平宝字七年(七六三)正月に正六位上から外従五位下に叙された。「波多足人」は、年代からみて、『続日本紀』にみえる波多朝臣足人か。天平十八年(七四六)四月に従五位下となり、同九月宮内少輔に任じられた。天平宝六年(七五四)正月従五位上に昇叙、同七月に備後守となつている。両人は天平末年以後ともに宮内省関係の役職にあり、この召文が宮内省宛てらしいことと矛盾しない。

17 春祭に関わる木簡

(二二次、SD2700出土。宮二―二一〇五)

官春祭五日 後宮祭六日

長さ(二一五)・幅(二五)mm・厚さ一七mm ○八一型式

官と後宮の春祭の日にちを記した木簡。官は太政官のことか。上端部の加工は、文字が書かれた後のものとみられる。左辺上半にわずかに墨痕が残る。元はもつと長く、より幅のある木簡に祭祀と日にちが書かれたものとみられ、それを二次的に成形し、さらに左側が割れたものか。

大炊寮や主殿寮、造酒司などの飲食物や殿舎を管理する役所では、それぞれの神を祀り、祭を行っていることが知られる(延喜大炊寮式春祭料条、同主殿寮式春祭料条、同造酒司式祭神条など)。17も、そういった各役所で行う祭祀を書き連ねたものか。

18 人名を列記した木簡

(二二次、SD2700出土。宮二―二一〇九)

(表) □□□□□□

占部黒万呂 物部海上

(裏) 麻統真宇

合十二

長さ(二〇八)mm・幅(二二)mm・厚さ四mm ○八一型式

人名を列記した、歴名(人名リスト)風の木簡。占部黒万呂、物部海上、麻統真宇の三名の名がみえるほか、表面右端にも少なくとも一名分の墨痕が残る。上端と左辺は原形を留めている。ほかに、SD2700からは王名を列記した歴名風の木簡が出土している(I期展示6)。

「合十二」は合計一二名の意か。そうであれば、元は現状の倍ほどの長さがあり、二行書きで表面に一〇名、裏面に二名が割りつけられたとも推定できる。

占部黒万呂は、安房国(今の千葉県南部)からのアワビの荷札に「卜部黒麻呂」なる人物がみえるが(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四、二六頁上段)、「万呂」は、まるで一文字のような字体で記されている。「万呂」は男性名として頻出するため、独特の略記が発達した。物部海上と麻統真宇は他にみえない。麻統氏は「麻績」とも表記される。「オミ」氏の「オミ」は「オウミ」が変化した語で、麻(オ)を細く裂きそれをつなぎ合わせて撚りをかけて糸にする(「ウム」)ことで、この意味では「績」の表記が一般的である。しかし、古代の木簡ではごく一部の例外を除いて「統」が用いられている。つなげて糸にする行為が「統」のイメージで捉えられたのではないかと考えられている。麻績氏は服部氏とともに、『続日本紀』文武天皇二年(六九八)九月戊午朔条に、氏上・氏助が任じられているのがみえる。両氏とも神衣祭に供える和妙・荒妙を織る氏族(『令集解』神祇令

天神地祇条、延喜伊勢大神宮式四月九月神衣祭条)で、「神祇官神部」としてみえる(『古語拾遺』)。卜部(占部)氏も神祇官の役人に多くみえることをふまえると、18は神祇官や祭祀に関わる人物の歴名かもしれない。

19 お買い物記録

(二)次、SD2700出土。宮二―二二〇)

(表)買茄二斗 直冊文
廿八日

「□□□□」

〔百カ〕

(裏)買売茄瓜茄瓜二□二百衣衣□

長さ(二二二)mm・幅二八mm・厚さ四mm ○一九型式

役所における購入品を記録した木簡。表面下部にうっすらとみえる文字は、他の文字とは筆致が異なる。買い物の記録に関する記載か。裏面は習書で、あるいは表面の記載を意識したものか。「茄」はナスのこと。19によると、某月二八日にナス二斗を四〇文で購入している。二斗は今の約九升、容積にすれば一六〇〇〇立方センチメートルにあたる。これは例えば四〇cm×二〇cm×二〇cmの大きさの箱の容積に相当する。延喜内膳司式供奉雑菜条に、「茄子冊顆(准二升、六七八九月)」とみえる。ナス四〇個が二升分ということは、二斗だと四〇〇個分となる。四〇〇個のナスを右記のような箱に入れたとなると、当時のナス一つはかなり小ぶりであったようである。

正倉院文書によると、ナス(茄)一斗の値段が二〇文であるのは、天平宝字二年(七五八)前後のことで(『大日本古文書(編年)』一三卷七二・二八九頁、同一八卷一五・二一・三一頁など)、出土層位から19は天平勝宝ないし天平宝字年間(七四九―七六五)頃のものだと推定されるが、この見解はナスの値段とも整合する。

20 常食の支給に関わる木簡

(二)次、SD2700出土。宮二―二二四)

(表)夕料飯一□

(裏)月十六□

長さ(九七)mm・幅二六mm・厚さ三mm ○八一型式

常食の支給に関わる木簡。常食は日々朝夕に諸司に班給される食料のこと(『令集解』職員令大炊寮条朱説)。上端は腐蝕するが、裏面の記載からすると、さらに上に文字があったとみえる方が自然だろう。なお裏面の「十六」は、あるいは「十二日」の可能性もあるかもしれない。

「夕料」か「朝夕料」か、一日分なのか数日分なのか、一人分なのか数人分なのか、木簡の残りが悪く判断しがたい。「飯一□」の助数詞は斗か升であろう。「飯」というと、現在は炊飯された米をイメージするが、飯米(飯用の米)を省略した表記として、米を「飯」と称する場合もある。仮に飯米の意であれば、一斗なら一〇食分、一升なら一食分となる。一升であれば、ある人のある日の夕料一食分であるが、一斗であれば例えば、一人分の一〇日分の夕料や、五人分のある日の朝夕料であるとか、複数のパターンが考えられる。他方、炊飯した米の意とみると、木簡などの例から支給量は米の倍量となるので、一食分は二升。助数詞が斗であれば五食分、升だと一食分に足りない。

なお、常食を請求した木簡としては他にⅢ期展示48などがある。

21 備前国からの塩の荷札1

(二二次、SD2700出土。宮二―二二七七)

(表)備前国児嶋郡小豆郷

(裏)戸主間人連麻呂戸口間人連小人

調三斗

長さ一二七mm・幅二五mm・厚さ七mm ○三二型式

備前国児嶋郡小豆郷(今の香川県小豆島)から納められた調の荷札。品目は記されていないが、貢進地域や三斗とあることからみて、調塩の荷札であろう。赤外線を用いると、不鮮明な墨痕が鮮やかに甦る。それでも人名部分はやや読みにくい。

なお、この木簡の形は、内裏北外郭官衙で検出したゴミ捨て土坑SK820から出土した備前国のクラゲ(水母)の贄の荷札(宮一―三九八、長さ一四四mm・幅二八mm・厚さ六mmの○三二型式)と、上部を山形に削り出すところなど、非常によく似ている。また、二条大路木簡中には、小豆郷から調として貢進されたクラゲの荷札も存する(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四、三〇頁上段)。

22 越前国からの米(?)の荷札

(二二次、SD2700出土。宮二―二二九一)

(表)越前国坂井郡荒伯郷秦廣足

〔俵カ〕

(裏)古安

長さ一七八mm・幅(二六)mm・厚さ五mm ○五一型式

越前国坂井郡荒伯郷(坂井郡は今の福井県坂井市・あわら市付

近だが、荒伯〔荒泊・荒墓とも〕郷は比定地未詳)からの荷札木簡。文字はかなり雑で、崩し方も独特。

品目は不明だが、裏面の下から三文字目がそれを示している可能性がある。文字だけを虚心に見ると「俵」「倍」などの可能性が考えられようか。一方、SD2700の近接する地点からは、同じく越前国坂井郡荒墓郷からの荷札が出土しており(1期展示14)、こちらも品目は書かず「俵」とのみ記す。これを参考にすれば、かなり崩れてはいるものの、22の文字も「俵」と解釈できそうである。単に「俵」と言った場合は、おそらく米俵であろう。なお、「一半」は一・五ではなく半分(〇・五)を指す語。越前国坂井郡からは、「大豆一半」や米・糲なども送られている。

23 周防国からの荷札の断片

(二二次、SD2700出土。宮二―二二九八)

〔周防カ〕

(表)国吉敷郡

(裏)天平二年九月

長さ(二七六)mm・幅(二六)mm・厚さ三mm ○三九型式

周防国吉敷郡(今の山口県山口市付近)からの荷札。品目などは不明だが、貢進地域や木簡の形状からは、調塩の荷札の可能性が高いと考えられる。周防国の荷札は比較的良好に整った読みやすい文字で記されたものが多いが、23は、特に裏面の年紀の記載など、かなり文字が雑である。

なお、天平二年(七三〇)は郷里制が施行されていた時期にあたる。郷里制とは地方社会を「国―郡―郷―里」の四段階に編成する制度のことで、霊龜三年(七二七)から天平十二年(七四〇)頃まで行われたとされる(それ以前は「国―郡―里」の三段階制で、以後は「国―郡―郷」の三段階制となる)。それなのに、23

では郡名の次に「里」名が記載されていると解釈される。また、和銅六年（七一三）に地名は漢字二文字での表記に統一するよう命令が出されているが、『続日本紀』同年五月甲子（二日）条）、**23**の里名は漢字一文字で表記されている可能性もあり、総じて古風な（むしろ時代錯誤の？）書式と言えそうである。

24 備前国からの醬の荷札2

（二一次、SD2700出土。宮二―二二〇七）

（表）備前国邑久郡尾奴郷年料醬
（裏）五年二月十九日 小足

長さ一九五mm・幅三〇mm・厚さ一〇mm ○三三型式

備前国邑久郡尾奴郷（邑久郡は今の岡山県瀬戸内市付近だが、尾奴郷は比定地未詳）からの醬の荷札。尾奴郷は、『和名類聚抄』では尾沼郷と表記される。醬は醬油に似た調味料で、塩分が醬油より濃いものらしい。備前国より年料の醬を貢することは『延喜式』にみえない。出土層位からみて、年紀は天平勝宝五年（七五三）か天平宝字五年（七六一）のいずれかであろう。裏面の小足は、貢進事務の責任者の名か。

SD2700からは、備前国邑久郡尾奴郷から送られた醬の木簡が三点出土している。大きさ・形状はほぼ同じで、いずれも同筆とみられる（他二点はI期展示**15**・III期展示**34**）。**24**と**34**は日付も同じであるが、不思議なことに記載には若干の違いが見られる。近年の研究では、①同文・同筆・同材の荷札木簡が複数出土することがあり、②形状（型式）は異なる場合もあるが、③おそらくは一つの荷物に付けられており、④荷物の外側と内側に付けられていた可能性が高い、という指摘がある。またこうした事例のうち、駿河国（今の静岡県東部の、伊豆半島を除く地域）のカツオの場合は、若干記載内容の異なる二点が一組で用いられたこ

25 紀伊国からの荷札の断片1

（二一次、SD2700出土。宮二―二二一〇）

（表）日高部財郷戸主丹生直真
（裏）天平寶字五年十月

長さ（二五〇）mm・幅一八mm・厚さ三mm ○一九型式

「日高部財郷」は、『和名類聚抄』の紀伊国日高郡財部郷（今の和歌山県御坊市付近）にあたる。I期展示**39**の調塩の荷札にも同様に「日高部財郷」の表記が見える（なお、**25**と**39**は年紀も天平宝字五年（七六一）と同一である。「部」と「郡」は字形が似通っているため、時おり混用されたようである。

下部を欠損しており、何の荷札かはわからないが、これまでに見つかっている紀伊国の荷札で、品目が判明し、かつ戸主を記載するのは、いずれも調塩の荷札である。**25**も塩の荷札の上部である可能性が高い。十月という時期や、木簡の大きさも矛盾しない。

この木簡は、ぜひ墨の濃淡に注目してほしい。表面は書き出しの「日高」のほか、「財」「戸」「直」の色が他より濃く、これらの文字を書く直前に墨を継いだことがわかる。裏面は「天平宝字五年」まで一気に書いた後、墨を継いで「十月」と書き進めている。表面は二〜三文字ごとに頻繁に墨を継いでいるが、筆や墨の性質によるものか、あるいは郡名・郷名など意味のまとまりごとに継ぐという書き手の意識によるのだろうか。後者の場合、裏面の墨継ぎが「年」の後である点もよく理解できるが、逆に表面の「丹生」と「直」の間で継いでいる点には、やや疑問が残る。

大膳職推定地出土木簡

42 主殿寮が火種を請求する文書木簡

(五次、SK219出土。宮一―二)

(表)主殿寮 請火事

〔部カ〕
殿□□

(裏) 十二月廿二日

長さ(二三七)mm・幅二五mm・厚さ四mm ○一九型式

主殿寮が火を請求する文書木簡。単に「火」としか書かれていないが、おそらく火種のことであろう。

主殿寮は宮内省(宮内の雑事を担当。今の宮内庁にあたるのは中務省)の被管で、和訓は「とのものつかさ」。職掌は天皇の行幸時の諸施設や殿舎の維持管理のほか、「燈燭(油や蠟燭による火)」「松柴(たきぎ)」「炭」「燎(庭火)」の事と定められており(職員令主殿寮条)、火種を必要とするのもうなずける。

「殿部」は「とのべ」または「とのもり」と読み、古くから特定の職掌を世襲的に担ってきた氏族・集団(伴部)で、令制では定員四〇人と規定されている。日置・子部・車持・笠取・鴨の五氏が任じられる伝統で(『日本三代実録』元慶六年(八八二)十二月廿五日癸亥条)、特に車持氏や笠取氏は天皇の輿や蓋などを担当することを直接に反映したウジ名といえる。

年紀はないが、他の木簡の年紀や内容から、SK219出土木簡は天平宝字七年(七六三)前後の資料と推定されている。「十二月廿二日」というから年も押し迫った真冬のさなかであり、白い息を吐きながら火種を求めて走る役人の姿が想像される。

43 菜端を請求する文書木簡

(五次、SK219出土。宮一―五)

謹通 敷万呂尊所 請菜端事

長さ(二七二)mm・幅二三mm・厚さ五mm ○一九型式

某所から「敷万呂」(姓は不明)の元に「菜端」を請求する文書木簡。「謹通」で書き出す文書は珍しいが、正倉院文書に数例見られる。「尊」は敬称で、今の「様」や「殿」のようなもの。その下の「所」は、敷万呂の運営する部署などを表す可能性もあるが、脇付の類とみるべきか。脇付は書状の宛先に添えて相手への敬意を示すもので、今でも「机下」「侍史」などが用いられる。なお、注意を促す「親展」なども脇付の一種である。

「菜」は蔬菜。「端」を文字どおり、はし・へりの意味に捉えると、「菜端」は野菜の切れ端、ということになる。ただし本当に切れ端が欲しいのではなく、おそらくは「請飯一二升許」(宮四―四六四六)や「酒一二合」(宮二―二二三五)のように、「少しで構いません」といったニュアンスを込めた謙譲表現であろう。あるいは「端」は「葉」に通じ、菜っ葉すなわち葉物の野菜を指すかもしれない。

44 甲斐国からのクルミの荷札1

(五次、SK219出土。宮一―一九)

(表) 「甲斐国」山梨郡雑役胡桃子一古

(裏) 天平寶字六年十月

長さ一二九mm・幅一九mm・厚さ四mm ○三二型式

45 甲斐国からのクルミの荷札2

(五次、SK219出土。宮一―二〇)

(表) 「甲斐」山梨郡雑役胡桃子一古
(裏) 天平寶字六年十月

長さ二二〇mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○三二型式

46 甲斐国からのクルミの荷札3

(五次、SK219出土。宮一―一四)

(表) 「甲斐国」山梨郡
(裏) □

長さ(四三)mm・幅(一〇)mm・厚さ三mm ○三九型式

44・45・46は、いずれも甲斐国山梨郡(今の山梨市を中心とする、甲府盆地東北部の地域)からのクルミの荷札。44・45は形状・内容がそっくりで、46も原形は44・45とよく似た木簡だったとみられる。46は、現状では上部のみのわずかな断片だが、44・45と見比べれば文字もよく読めるだろう。甲斐国からの貢進物の荷札と明確にわかる木簡はごく少なく(可能性を含めても六点左右)、そのうち三点がまとまった形で平城宮跡最初の木簡に含まれていたのは注目に値する。同時に見つかった木簡の点数はそれほど多くない中で、ほぼ同形・同内容とみられる荷札が同じ遺構からまとまっていることからすれば、同じ荷物に複数の荷札が付けられていた可能性も考えられる。

天平宝字六年は七六二年。44・45は、平城宮第一号木簡、いわゆる「寺請木簡」(I期展示36)に年代の定点を与える重要な紀年銘木簡でもある。

「子」は実の意味で、「胡桃子」はクルミの実のこと。「雑役」は租税の名称としては知られておらず、これらの木簡以外には類例がない。中男(一七歳から二〇歳までの男子。ただし、この

木簡の時期は藤原仲麻呂によって年齢区分が一歳引き上げられていた期間にあたり、一八歳から二一歳まで)の共同労役による中男作物のような調達方法を指す表現とみられる(「正丁作物」と表記した例もある〔内裏東大溝SD2700出土木簡。『平城宮発掘調査出土木簡概報』一六、六頁上段〕)。貢進主体の記載が郡までで、個人名が書かれていない点からも、中男作物との親近性がうかがわれる。「古」は「個」と同じ意味の個数の単位の可能性もあるが、内容物がクルミであることからすると、音が共通な「籠」に通じ、籠状の容器の単位とみられる。

国名部分の記載は、三点とも上端の狭い余白に窮屈に書き込まれている。45に至っては「国」を書くスペースがなく「甲斐」しか書けていない。同筆か異筆かの判断は難しいが、これらが少なくともあとから追記されたものであることは明らかである。それはいつのタイミングであろうか?

国名の追記はいずれも荷札に括り付ける際に紐を掛けるための切り込み部分に書かれており、荷物に付いた状態では書けない位置である。荷札は最終消費地を取り外され捨てられると考えられるから、追記は荷物に付ける前に行われたことになる。考えられるのは、甲斐国を発つ前であろう。当初郡名から書き出していたことを重視すると、山梨郡で調達された胡桃子に付されたこの荷札は、甲斐国府での検品の際に恐らく一旦荷物から外されたうえで「甲斐(国)」と追記され、再度荷物に括り付けられて、クルミとともに運ばる都へと旅だったのではないだろうか。

甲斐国がクルミの貢進国であったことは、甲斐国の年料別貢雑物として、筆卅管、零羊角六具、胡桃子一石五斗を規定する延喜民部省式下の規定からわかる。また、延喜主計寮式上によると、甲斐国の中男作物として、紙・熟麻・紅花・芥子・胡桃油・鹿脯・猪脂が挙げられており、これからも甲斐国がクルミの産地だったことがわかる。

クルミの貢進としてはほかに、信濃国(今の長野県)の諸国例貢御贄としての姫胡桃子(延喜宮内省式)、同じく信濃国の諸国貢進御贄の年料としての胡桃子と姫胡桃子(延喜内膳司式)、伊勢

(一三次、SK820出土。宮一—一〇五)

(表)西宮東一門 茨田   [大伴カ] 合四人

[鎗カ]

合四人

(裏)東二門

[奈林 綾カ]

長さ一九七mm・幅(一)mm・厚さ二mm ○一九型式

西宮の門衛にあたる兵衛の配置に関わる木簡。西宮は天皇などいしそれに準ずる貴人の宮殿と想定され、東区朝堂院・第二次大極殿院の真北に位置する内裏、または第一次大極殿院の跡地に建てられ後に称徳天皇が居所として用いた宮殿・西宮の、いずれかを指すと考えられる。

兵衛は諸国から選抜・徴集された兵士で、左右兵衛府に所属し、内裏などの閤門(内門)の守衛に当たった。表面に「東一門」の担当者四名、裏面に「東二門」の担当者四名を記す。SK820出土木簡には西宮兵衛関連の木簡が多数含まれ(I期展示54、また宮一—九四・宮一—九七など)、ほかに南門・角門・東三門・北門(北炬門)などがあつたことが知られる。また、59のように東の一・二門が同一木簡に記され、東三門は北門とセットになる場合が多いことから、東面の門は南から順に番号が振られたものと推察される。西面の門が登場しないのは、59を含むSK820出土の資料群(通称「西宮兵衛木簡」)が東半を担当する左兵衛府に関するものだからであろう。

縦に細長く割いて廃棄されており、幅は本来の三分の一程度しかなく、人名にあたる文字も大部分が欠けている。それでも多くの文字が推定できるのは、同種の木簡がまとまって出土しているおかげ。同じウジ名の兵衛が登場するので、わずかな残画からで

(一三次、SK820出土。宮一—三二四)

備後国三上郡調鍬壹拾口 天平十八年

長さ二五七mm・幅二六mm・厚さ五mm ○三二型式

も予想がつくのである。表面の「鎗」と裏面の「奈林」の右脇にあるための墨痕は、合点と呼ばれる印の一部。照合済みなど、何らかの意味で他と区別するために記すものである。

備後国三上郡(今の広島県庄原市付近)からの調の鍬の荷札。調の荷札は貢進者の個人名を記すことを基本とするが、鍬の荷札には貢進者名が記されない。これは、鍬の一人あたりの貢進量が三口(個)であつた(賦役令調絹絶条)のに対し、発送する際には十口単位にまとめ直されたからである。わざわざ十口ずつにまとめ直されたのは、鍬が役人の位階に応じて年二回(二月と八月)支給される季禄(ボーナス)などに充てられ、その一人あたりの支給量が五口または十口単位であつたためと考えられる。支給しやすさを考えた梱包だったわけである。天平十八年は七四六年。SK820出土のほかの鍬の荷札の年紀も天平十七・十八年で、保管期間はごく短い。腐るものではないけれども、貢進されたものをすぐ翌年の季禄支給などに用いたのであろう。

荷札木簡からみると、古来鉄の生産で名高い吉備地方(令制の備前・備中・備後および美作の各国。今の岡山県および広島県東部)から鉄製品が納められている。なお、播磨国(今の兵庫県南部)からと見られる鉄の荷札木簡も一点ある(『飛鳥藤原京木簡二』三六三二号)。「延喜式」では伯耆国(今の鳥取県西部)からも鉄製品を納める規定になっている一方、備前国(今の岡山県東部)の納入リストには鉄製品は見あたらない(主計寮式上伯耆国条・備前国条)。

61 讃岐国からの塩の荷札

(一三次、SK820出土。宮一―三三〇)

(表) 讃岐国阿野郡日下部犬万呂三斗

(裏) 四年調塩

長さ一九三mm・幅二七mm・厚さ三mm ○三二型式

讃岐国阿野郡(今の香川県坂出市とその周辺)からの調塩の荷札。調塩は正丁一人あたり三斗が規定量。「四年」は、年号が記されずいつのものかは不明。

天平四年(七三二)と考えても、SK820に廃棄されたと考えられる天平十八・十九年(七四六・七四七)からは十年以上も前となる。塩は、にがり成分が空気中の水分を吸収し溶けてしまう(潮解)ため、必ずしも長期保存には適していない。塩の保存期間について考える時は、注意が必要である。

荷札木簡には地域による個性が認められる。讃岐国の荷札は、総じて字が雑である。この木簡も、けっして丁寧な書きぶりとは言えないだろう。一方、筆の動きは速く、手慣れた印象も受ける。文字文化の水準が高いために、かえって素早く雑に書いてしまうのであろうか。

造酒司出土木簡

70 筑後国からのアユの荷札

(二二次北、SD3035出土。宮一―二二八)

(表) 筑後国生葉郡煮塩年魚伍斗 上

(裏) 靈龜二年

長さ二六九mm・幅一九mm・厚さ四mm ○三二型式

筑後国生葉郡(今の福岡県うきは市付近)からの「煮塩年魚」(塩で煮て加工したアユ)の荷札。靈龜二年は七二六年。

西海道諸国(今の九州地方)の調庸は大宰府に一括して納められ、一部が平城京に搬送されたと考えられているが、それらの荷札には広葉樹を材とするものが多い(宮一―二八三、二九四など)。ただし、大宰府跡から出土する(Ⅱ管内諸国から大宰府に送られた)荷札は、他の地域と同じくほとんどがヒノキやスギであるという。すると、都に進上する木簡のみ、大宰府であえて広葉樹を選んで作製し、付け替えていた可能性が高くなる。その理由は詳らかでないが、可能性の一つとして、楷書の文字を細かく端正に記すために木質の堅い広葉樹が好まれたのではないか、という指摘がある。70も広葉樹を材としており、墨痕が薄くやや読みにくい。特に表面の文字は美しく整った楷書と言えよう。またここから、税目は明記されないが(贄とみるべきか)、70も大宰府で付け直された荷札の可能性が考えられる。

表面に記される貢納量に使われている「伍」(Ⅱ五)は、大抵と呼ばれるもの。主に正式な公文書などで使用される画数の多い漢数字(壹、貳、参、肆：：など)で、荷札の記載で用いられることはあまり多くない。表面の一番下の「上」は、煮塩年魚の品質を示すものか。上端の切り込みは左右ともきれいな三角形で、四周の削りも実に丁寧。優美なたたずまいの木簡。

(二二)次北、SD3035出土。宮二―二二九二)

□木郷五□神直勝一俵
 神亀二年二月

長さ(二二四)mm・幅二三mm・厚さ四mm ○八一型式

切り込みや下端を尖らせる加工はないが(ただし、下端には表裏両面から削り込む面取り状の加工が施される)、内容から荷札の下半部分とわかる。「一俵」とあるから、おそらく米俵の荷札だろう。造酒司からの出土であることを考えれば、酒米の可能性もある。「五戸」は「五保」とも言い、五つの戸(=古代の戸籍の単位で、現在の家族または一族に近い人的集団)でもって互いに検察しあう制度のこと。戸令五家条に規定がある。神亀二年は七二五年。

貢進者「神直」の名前の字は、「腊」(=干物)や「脂」にも見えるが、よく見ると旁は「尔」である。「月(肉つき)」「尔」は見慣れない字で、『平城宮木簡二』ではこのままの字体で書き起こしていた。また、奈文研ホームページに載る「木簡データベース」ではこれを「疹」=「疹」の俗字とみなし、釈文も「疹」としていた。しかし、人名に「疹」字が用いられた例は他にない。そのため、同じく奈文研ホームページの「木簡人名データベース」では、読みは不明としてきた。

だが、実は奈良時代には、ほぼ同じ字体で記された「勝」の字が散見する(宮一―五八、宮二―二七一五、宮三―三三〇八、宮四―四九〇二、宮六―八九五二など。中には年号「天平勝宝」の一部であることから、確実に「勝」を意図して記されたと思われる例もある)。字体のみでは断定しがたいが、人名としては「勝」の方がより自然と判断し、今回釈文を改めた。読みは「すぐり」であろうか(「勝麻呂」かつまろ、または「すぐりまろ」などの略

記の可能性もあるか)。

なお、類例に挙げた木簡の画像は、多くが「木簡データベース」で検索すればご覧いただける。また、「勝」をはじめ特定の文字の書きぶりについて調べるには「木簡画像データベース 木簡字典」が便利である。

72 清酒の付札2

(二二)次北、SD3035出土。宮二―二二九九)

清酒中

長さ一五四mm・幅(二二)mm・厚さ四mm ○三二型式

清酒の付札。「清酒」は「濁酒」に対する言葉で、澄んだ酒の意。上澄みをすくうか、布で濾すなどして酒かすと分離したものである。中「中」は酒の等級を示すか。I期展示67と違って容量が書かれていないので、長期保管のための札ではないだろう。

現状では左辺が割れているが、左辺上部にも右辺と対になる切り込みがあったとみられるから、元は三cm程度の幅があったはずである。木目の細かな幅広の柾目材を用い、ゆったりとゆとりをもって文字を記しており、立派な風格を感じさせる木簡である。

この点は、I期展示67と比較するとなお顕著に感じられる。

短い使用期間を想定して作られた木簡であるのは確かであろうが、醸造過程における一時的保管用のラベルなのか、あるいは貢進用のラベルなのか、用途の確定は難しい。わずか三文字の木簡ではあるが、興味は尽きない。

(二三次北、SD3035出土。宮二―二三三二)

三條七咫水四石五斗九升

長さ(二二)mm・幅四九mm・厚さ五mm ○三九型式

「三條七」は多量の甕を整然と並べた縦横の位置関係を示す記載で、三列目の七番目の意味。少なくとも二十一個の甕が整然と並んで据えられていたことがわかる。

中身は水で、四石五斗九升は今の約二石六升、三七〇ℓほど。これはほぼ直径八四cmの球の体積に相当する。類例に「二條六」のI期展示68があるが、これよりもさらにひと回り大きい。

造酒司跡の発掘調査では、内部に甕を据えた痕跡がある建物が多数見つかっている。西大寺食堂院跡で見つかった建物の場合、一列四個の甕が少なくとも二十列はあり、間隔はそれぞれ一・五mだった。必要最小限の通路部分を残して隣の甕と接するような状態だったことになる。造酒司でも同じようにギッシリと並べて据えられていたのだろう(大甕は底が平らではなく、穴を掘って据えられていた)。

ところで、従来は「四石五斗九升」をこの甕に入れてある水の実容積を示すと漠然と理解するのが一般的だったが、甕の最大容積を示すための付札の可能性が考えられることについては、I期展示68の解説を参照されたい。なお、68が三石五斗九升、73が四石五斗九升で、半端分がともに五斗九升なのがやや気にかかる。造酒司ならではの木簡なのは間違いないが、特定の用途のために作られた端的な内容の木簡であるだけに、かえって難しい面もある。なお、縦横の位置関係を記した同種の木簡は、長岡宮跡でも見つかっている(「八条四甕納米三斛九斗」。京都府教育委員会「長岡宮跡昭和四四年度発掘調査概要」「埋蔵文化財発掘調査概要一九七一」。但しこれの内容物は、酒や水ではなく、米である。

内膳司推定地出土木簡

84 ムラサキノリの付札

(二三次、SK870出土。宮一―一九〇〇)

紫菜

長さ七九mm・幅一三mm・厚さ三mm ○三三型式

「紫菜」とのみ記された付札。紫菜はムラサキノリのこと、海藻類の中では最も高価とされる。なお、古代には「海藻」はワカメまたは海藻類の総称の意味で、ワカメ以外の海藻類も、「海藻」(アラメ)や「未滑海藻」(カチメのことか。I期展示40解説参照)、「撫滑海藻」(ナデメ。47解説参照)などと表記された。一方、ムラサキノリには常に「菜」の字が用いられる。ちなみに、紫色の染料の原料となる陸生のムラサキは「紫草」と表記される。右辺中央付近の破損が惜しまれるものの、八cmに満たない小振りさや細身であくなく整う文字などから、全体に優美な雰囲気漂う。荷札の可能性も排除はできないが、貢進地などを記さない簡略な記載からも、贅として貢納された品を管理するためのラベル(狭義の付札)との印象を強く受ける。ただよく見ると、上端付近の切り込みは左右で形状がまったく異なり、下端を尖らせる加工もほとんど右辺のみから削り込んでいる。丁寧なのか雑なのか、独特の愛嬌をもつ木簡である。

(二〇次、SK2101出土。宮二一九四七)

(表)従常宮
請雑物

(裏)二年

長さ(九〇)mm・幅二四mm・厚さ六mm ○六一型式

題籤軸木簡。題籤軸は巻物の軸の一種で、細い軸部の一端に幅広の題籤部を作り出し、そこに巻物のタイトルなどを記しておくもの(Ⅰ期展示9も参照)。

85は軸部の途中で折れており、現状で題籤部の長さ五・三cm、軸部の長さ三・七cmほどである。一方、古代の紙は縦一尺×横二尺(当時の一尺は三〇cm弱)の規格の枠で漉き、端を少しだけ切り落として形を整えたため、縦二七cm×横五七cmほどとなるのが標準である。したがって、85の軸部も本来は最低でも三〇cmほどの長さを有していたことになる。細い軸部は折れやすいため題籤軸が完形で出土することは稀で、また仮に折れた軸部がともに出土していたとしても、通常そこには文字が記されず木簡と認識されないため、接続に気づくのは至難である。

一方、題籤軸が捨てられるのは巻かれた文書が不用となった時であろうから、文書廃棄の作法の一環として題籤部が折り取られることが多かった、と想定することも可能である(文書の方は巻物の状態のまま反古紙とされ、必要な長さに応じて切り取り裏面を二次利用したと思われる)。そう考えれば、題籤軸の題籤部と軸部は別々に廃棄されるのが一般的だったことになる。

平城宮内裏の北隣に位置する内膳司推定地出土であるから、「常宮」は内裏を指す可能性が高い。「請」は、古代には請求(Ⅱこう)・受給(Ⅱうける)両方の意味で用いられたため、85に巻かれていた文書は内裏から要請を受けた物品、または内裏から下された物品いずれかのリストであったと考えられる。裏面は、年号

が省略され「二年」とのみ記されるが、ともに見つかった木簡の年代から天平勝宝二年(七五〇)の可能性が高いとみられる。

86 釘の付札

(二〇次、SK2101出土。宮二二〇一五)

飛炎架釘六十

長さ一五四mm・幅二九mm・厚さ五mm ○三二型式

87 釘の付札(?)

(二〇次、SK2101出土。宮二二〇二〇)

飛炎宇助釘七十□

長さ(一一五)mm・幅(一八)mm・厚さ三mm ○八一型式

86は釘の付札。縦に真つ二つに割れているが、完存する。「架」は(小型の)垂木(Ⅱ屋根面を形成するために棟から軒へ渡す長い部材)を指し、「飛炎架」は飛檐垂木(Ⅱ二重に設けた垂木のうち上段にあるもの)のこと。つまり、86が付けられた釘は飛檐垂木を打ちつけるためのものとなる。正倉院文書には、垂木や架を打ちつけるための釘が散見する(「造石山寺所雑物用帳」『大日本古文書(編年)』一五卷三一四〜三四二頁、特に三一六・三一七・三二〇〜三二四頁)など。

87は遺存状態が悪く文字も右半分しか残らないが、中央やや下より「丁」とあるのが認められることから、やはり釘の付札と思われる。また、86と見比べれば、冒頭の二文字が「飛炎」であることも納得できるだろう。その下は恐らく「宇助」で、「飛炎宇助」は飛檐垂木の上に横方向に渡し軒を構成する部材。宇助を打ちつける釘についても、正倉院文書に類例が見られる(同上「特に三二八頁、また三四一頁」など)。なお、宇助は漢語では「棉栢」といい、木簡にもみえる(宮二二二六三九、『長岡京木簡一』三

三七号など)。

86は上端付近に切り込みを有するのに対し、87は右辺および上端右隅が原形を保っていることから切り込みはなかったとみられる。すると、87を付札とみなす想定が正しければ、元は上端中央付近に穿孔が施され、そこに紐を通して釘に結わえられた可能性も考えられる。銭の付札には、上端付近に穿孔を有する例がよく見られる。一方、ともに釘の付札なのに加工の種類が異なる理由は不詳。また、86・87ともに、ほぼ中軸線に沿って縦に割れているのはどういう訳であろうか。釘が使用された後の、付札廃棄の作法として割られたのだろうか。

88 泉からの材木の進上状

(二〇次、SK2102出土。宮二―二〇七四)

〔上カ〕

(表)泉進□材十二条中 桁一条
又八条□

(裏)付宿奈麻呂

長さ(一六一)mm・幅五六mm・厚さ四mm ○一九型式

「泉」からの建築木材の進上に関する文書木簡。「泉」は泉津のこと、山城国(今の京都府南部)の南部を流れる泉川(＝木津川)に設けられた津。平城京で使用される木材はこの泉津まで水運を利用して運搬され、ここからは陸路により奈良山を越えて運ばれた。例えば、天平宝字三・四年(七五九・七六〇)の法華寺金堂の造営に際して、近江国(今の滋賀県)の高嶋山や丹波国(今の京都府中部から兵庫県東辺中部、また大阪府北辺にまたがる地域)の丹波山、伊賀国(今の三重県西北部)の伊賀山の山作所で伐採した木材を、筏に組んで宇治川・保津川・木津川に流し、泉津で引き揚げて平城京内・法華寺の現場まで運んだ事例などが知られる。

表面の「桁」は、家などの柱の上のせる梁を受けさせる材木。

裏面の「宿奈麻呂」は、この材木進上の担当者。あるいは、天平十一年(七三九)六月四日付の「泉木屋所解」(『大日本古文书(編年)』二卷一七一頁)に同日進上の柱一六本などの担当者として見える文宿奈万呂と同一人物か。そうとすれば、SK2102はI期展示83などから天平元年(七二九)頃に埋められた可能性が高いとみられるから、宿奈麻呂はかなりの長期間にわたって泉津で働いていたとも考えられよう。

89 越前国からの小豆の荷札

(二〇次、SK2102出土。宮二―二〇七六)

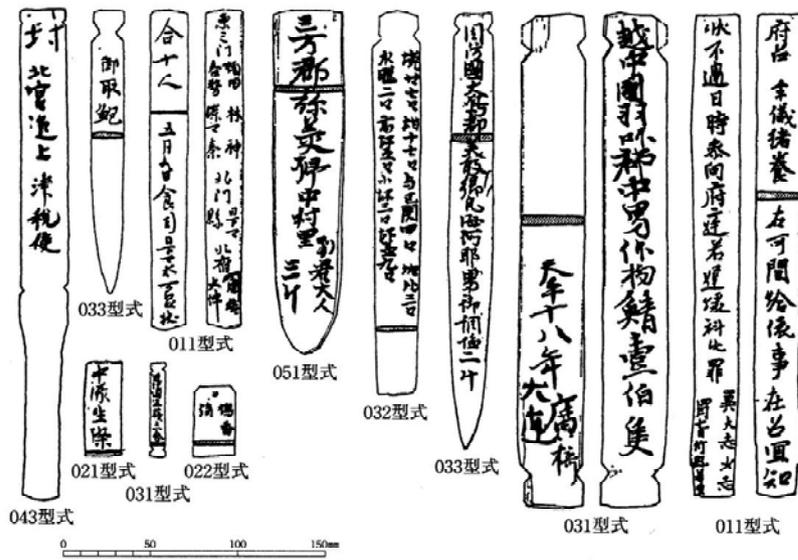
(表)越前国四沼郡忌浪郷戸主四沼臣

(裏)人末呂戸口大末呂□小豆五斗

長さ(一九七)mm・幅一九mm・厚さ二mm ○五一型式

越前国四沼郡忌浪郷(後の加賀国江沼郡忌浪郷、今の石川県加賀市付近)からの小豆の荷札。「四沼」は「江沼」の古い表記と見られる。七世紀中葉と推定される小松市那谷金比羅山窠跡群から出土した須恵器に書かれた「与野評」も同じ地名の表記とされる。「江沼」は他にエヌとも読まれ、ヨノからエヌへの音の変化ないし交替があったとされるが、ヨヌはその間のものか(古代日本語においてエ列音とヨ列音が交替することはよくある)。貢進者は、戸主(＝古代の戸籍の単位「戸」の筆頭者)四沼臣人末呂の戸口(＝「戸」の構成員)の同姓大末呂である。「末呂」は「麻呂」「万呂」などと同じ。表裏両面をほぼ目一杯使って記す荷札はやや珍しい。一方、貢進者の戸主まで記載しているのに対し、年紀は省略されている。

完形にみえるが、下端を少しだけ欠損している。元はもう少し鋭利に尖らせられていたのだろう。下端を尖らせるのは米の荷札



【木簡の型式分類】

によく見られる特徴で、俵の中に差し込みやすくするための加工との指摘がある。89が付された小豆も、俵のかたちで梱包されていた可能性が考えられる。

全体に墨痕が薄く、また板目材のため表面に木目が不規則に浮き出ており、文字はかなり読みにくい。一方、赤外線装置で観察すると俄然読みやすくなる。墨は赤外線を吸収するため、木簡に赤外線を当てると墨が残っている部分は強調されて黒く映り、判読しやすくなるのである。赤外線装置が威力を発揮する好例。

【木簡が見つかった遺構】

SD1900 (展示番号1, 2, 4)

一九六四年

平城宮朱雀門内側で検出した南北溝。元は平城宮造営以前の下ツ道西側溝 (SD1900A) であったが、宮造営後は朱雀門から北に延びる幅約二三mの道路の西側溝 (SD1900B) として再利用される。幅約二・八〜三・〇m、深さ約〇・六〜〇・八m。1は、朱雀門の北三五mの地点にある堰上流のくぼみ部分から出土した。

SD2700 (展示番号16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25)

一九六五年

平城京の北東に位置する水上池の南西部に端を発し、内裏東辺を南流してその排水を集める基幹排水路。内裏東辺では石の護岸をもつが、それより南では一部に木杭による護岸がみられる程度となる。東区朝堂院・朝集殿院東辺の東方官衙のどこかの地点で東に折れ、SD3410に接続していたとみられるが、その地点は未詳。内裏周辺では、天平期以降の多量の遺物が層位的に堆積していることが知られている。

SK219 (展示番号42, 43, 44, 45, 46, 47)

一九六一年

平城宮中央区の第一次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西三m、南北二・五m、深さ一mの北半部と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半部とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃 (七六〇年代前半) の遺物を中心とする。SK219出土の木簡群は、同じ役所内の井戸SE311出土木簡二点とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された (計三九点 (うち削屑一六点))。

SK820 (展示番号58, 59, 60, 61)

一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平十七年 (七四五) の平城還都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九年 (七四七)

頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定された(一七八五点(うち削屑九五二点))。

SD3035 (展示番号 **70、71、72、73**) 一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。奈良時代前半の霊亀・養老・神亀(七七七〜七二九年)の年号をもつものがまるとまっている。ただし、最上層からは天平勝宝八歳(七五六)十月の年紀のある木簡(宮二―二四七)が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。なお、木簡は溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝SD3047・3050出土木簡とともに、平城宮造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に指定された。

SK870 (展示番号 **84**) 一九六三年

内裏の真北に位置する内膳司と推定される役所の東辺で見つかった不整形のゴミ穴。規模は東西五m、南北五m、深さは一・三m。出土木簡は、SK2101・2102・2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定された。

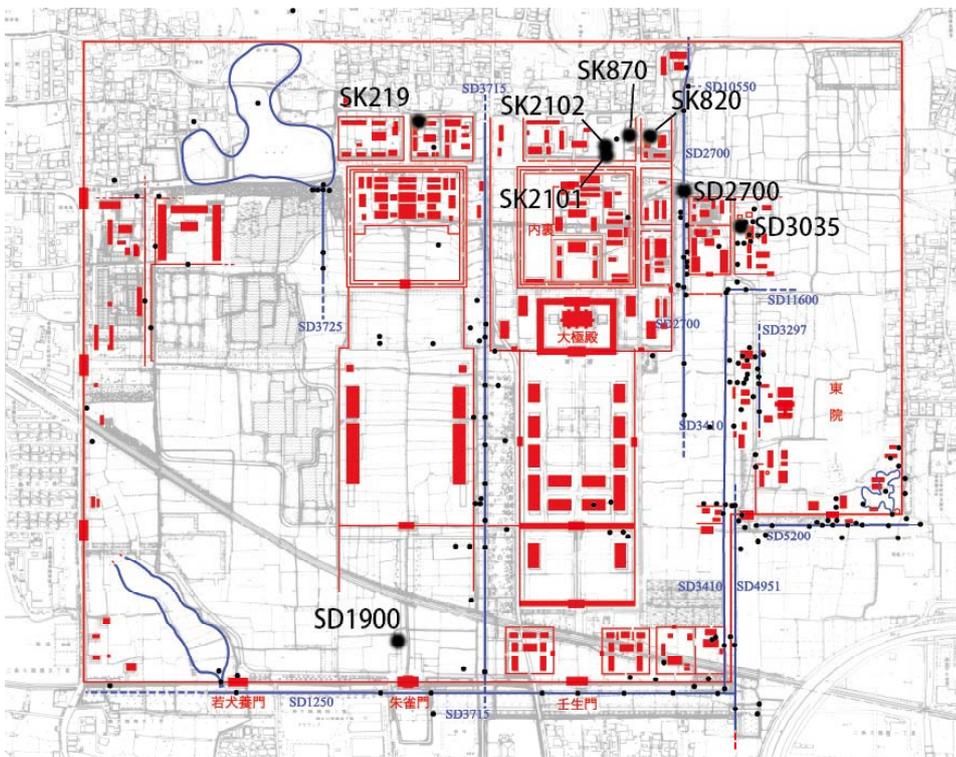
SK2101 (展示番号 **85、86、87**) 一九六四年

内膳司と推定される役所のうち、東半の広場部分で見つかった密集するゴミ穴の一つ。東西三・五m、南北三・四mの方形。周辺にはいくつものゴミ穴が重複して掘られ、井戸の南西側の作業場兼塵芥処理場のよな様相を呈していた。そのいくつかから木簡が出土した。出土木簡は、SK870・2102・2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定された。

SK2102 (展示番号 **88、89**) 一九六四年

内膳司と推定される官衙のうち、東半の広場部分で見つかったゴミ穴密集地域のゴミ穴の一つ。SK2101のすぐ北に位置する、東西三・八m、南北二・四m、深さ〇・三mの浅い穴である。出土木簡は、SK870・SK2101・SK2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に指定された。

(奈良文化財研究所史料研究室)



平城宮木簡出土地点図 [● 木簡出土地
● 今期展示する木簡の出土地]